

埼玉西部環境保全組合監査委員公印規程

制定 昭和62年 9月30日 監査訓令第1号

埼玉西部環境保全組合監査委員公印規程

（趣旨）

第1条 この規程は、埼玉西部環境保全組合監査委員の公印に関しその保管、使用その他必要な事項を定めるものとする。

（公印）

第2条 公印は、監査委員の印とする。

（公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分）

第3条 公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分は、別表のとおりとする。

（公印の管守）

第4条 公印は、監査委員の指定した者が管守する。

（公印の新調、改刻又は廃止）

第5条 公印の新調、改刻又は廃止については、監査委員の決裁を受け、行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

公印の名称	寸法	ひな形	使用区分
埼玉西部環境保全組合 監査委員印	方21ミリ メートル	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 埼 玉 西 部 環 境 保 全 組 合 監 査 委 員 之 印 </div>	公文書用